

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この基本方針は、本学の教育理念「人間陶冶」に基づき、「人間としての優しさに満ち、普遍的な教養と時代が求める専門性により社会貢献できる人材」を育成する場において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)及び文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に準拠して、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生の権利利益を侵害することのないよう、修学・学生生活支援に関する基本方針を定める。

(支援対象)

第2条 「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、障害のある学生に対して、その修学・学生生活において、障害を理由として障害のない学生との間で不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 本学は、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上の必要かつ合理的な配慮を提供するよう努めるものとする。

- (1) 障害のある学生本人からの修学に必要な支援の要請の申し出に基づき、関係者間での共通理解と合意を図り支援を実施する。この支援を実施する際には、必要な協議・検討を行った上で学内諸組織・教職員が密に連携を図る。
- (2) 教職員は、障害のある学生が修学・学生生活において障害を理由として権利利益を侵害されることがないよう合理的な配慮・支援を行い、個々の専門性を活かして支援方策の立案に参画する。
- (3) 障害がある学生を支援するうえで知り得た個人情報(「学校法人江戸川学園個人情報保護方針」、「学校法人江戸川学園個人情報保護規程」、「江戸川大学個人情報保護に関する運用細則」)により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとする。ただし、学生支援を行うために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行う。
- (4) 合理的配慮を行うにあたり、教育の目的・内容・評価の本質を不変とすることを原則

とした上で、個々の学生の障害の状態・特性等に応じた配慮の提供を行う。

2 過重な負担については、個別の事案ごとに、次の（１）～（３）の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。その上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

- （１）教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- （２）実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- （３）費用・負担の程度

（研修・啓発）

第5条 障害のある学生に対して適切に対応し、また、障害のある学生及び家族、その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図る。

（相談体制）

第6条 障害のある学生及び家族、その他の関係者から障害を理由とする差別の解消に関する相談に応じるための支援窓口を次のとおり置くこととする。

- （１）障害学生支援室
- （２）学務部学生課
- （３）総務部入学課（入学志願者）

（改廃）

第7条 この基本方針の改廃は、障害学生支援委員会及び大学経営会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。